

事 務 連 絡
平成 2 8 年 2 月 5 日

各都道府県衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康局健康課

厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会基本方針部会の審議について

本日開催された厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会基本方針部会における審議の結果、B型肝炎ワクチンの定期接種化について、以下のとおり了承されましたので情報提供いたします。

なお、詳細な資料については、以下厚生労働省ホームページにて御確認下さい。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/shingi-kousei.html?tid=127714>

【基本方針部会において了承された事項】

- (1) 開始時期 平成 2 8 年 1 0 月
- (2) 分類 A 類疾病として規定
- (3) 定期接種開始時における対象者 平成 2 8 年 4 月以降に出生した者
- (4) 母子感染予防の対象者の取扱い
HBs 抗原陽性の妊婦から生まれた乳児として、健康保険により B 型肝炎ワクチンの投与（抗 HBs 人免疫グロブリンを併用）の全部又は一部を受けた者については定期の予防接種の対象者から除く。
- (5) 長期療養特例
 - ・ 接種の対象年齢の上限は設けない。
 - ・ なお、10 歳以上の者に対する接種量は 0.5 ミリリットルとする。
- (6) 既接種者の取扱い
定期の予防接種が導入される以前に、定期の予防接種の規定に相当する方法ですでに接種を受けた対象者については、定期接種に規定された接種を受けた者とみなす。

その他、これまでの審議を踏まえ、以下のとおり法令等に規定する見込み。

- 対象年齢 生後1歳に至るまでの間にある者（施行令）
- 接種方法 組換え沈降B型肝炎ワクチンを27日以上の間隔で2回、更に、初回接種から140日以上を経過した後に1回を皮下に注射するものとする。接種量は0.25ミリリットル。（実施規則）
- 標準的な接種期間 生後2月に達した時から生後8月に達するまでの期間。（実施要領（健康局長通知））

【参考：今後のスケジュール】

- 平成28年2～3月 予防接種・ワクチン分科会の開催
政省令の改正に伴うパブリックコメント

- 平成28年4月以降 政省令の改正公布
自治体担当者会議
※ 質疑については、年度内に受け付け予定

- 平成28年10月 定期接種の開始

【担当】

厚生労働省健康局健康課予防接種室 小野、太田
直通：03-3595-3287